

平成25年度第3回地方独立行政法人京都市立病院機構理事会の概要（要旨）

- 日 時： 平成25年6月25日（火） 10時30分～12時00分
- 場 所： 京都市立病院 4F会議室
- 出席者： 理事長 内藤 和世
理 事 新谷 弘幸, 桑原 安江, 大森 憲,
位高 光司, 山本 壯太, 能見 伸八郎, 木村 晴恵
監 事 長谷川 佐喜男, 中島 俊則

1 開会

2 議事

(1) 平成24年度決算（案）について

- 広範囲に渡り積極的な事業活動が展開されているが、広範な業務に見合う適切な人員は確保できているか。
 - ・ 看護師数については、施設基準等は満たしているものの、市立病院が提供する医療機能に見合う人員数としてはまだ十分とは考えていない。なお、専門看護師や認定看護師などを中心に教育体制は整備され、看護師の質については向上しているため、引き続き必要な人材確保にも努めたい。
- 市民モニター事業において、モニター委員からはどのような評価、意見が寄せられたのか。
 - ・ 患者サービスの向上を目指し、一般市民の意見に声を傾けるという姿勢について高く評価していただいた。意見としては、患者が精神面でも安心できるより良い病院づくりに努めることなどを要望された。
- 決算報告書において、予算が赤字であったことに対して決算で黒字となったことは何を意味するのか。
 - ・ 自治体予算の性格上、十分な財源を確保するため予算を大きく組む一方で、可能な限り支出を抑制する傾向があるため、その結果、予算が赤字で決算が黒字となることがある。当法人においても、新館整備及び病棟移転事業を踏まえて、余裕を持った予算編成を行った結果と考えている。
- 患者満足度調査ではどのように市民から評価されたのか。
 - ・ いずれの職種に対しても満足度は高かった。満足度の低かった項目については、売店などの利便施設に関するものなどが挙げられた。新館開院に伴い利便施設を整備したため、今年度実施する調査において患者満足度の推移を見極めたい。
- 業務実績において、「安全で安心できる医療の提供」の項目に対する法人の自己評価はインシデント・アクシデント報告件数の増加によるものか。インシデント・アクシデントの報告件数が増えることは医療安全の風土づくりに寄与していると評価できるのではないか。
 - ・ インシデント報告件数が増加し、アクシデント報告件数が減少することが理想であるが、昨年度はインシデント報告件数の増加率と比較してアクシデント報告件数の増加率も高かった。また、アクシデントにおける転倒転落の報告件数が多いことから、現在、転倒転落事故の縮減に取り組んでいる最中であるため、活動の成果が表れた段階で初めて成果として十分達成できたものと評価したい。
- 「へき地医療」に関する評価の基準はどこにあるのか。
 - ・ 公共性と経済性を踏まえて、十分な医療介護サービスを提供するという観点から見て、

在宅医療に関するサービスの指標である訪問診療件数について、実績が目標値を下回ったことを厳しく評価した。

- 京北地域においては、目標値を設定するに当たり、今後住民数が減少する傾向にあることを考慮する必要があるのではないか。
 - ・ 次期中期計画の策定に当たっては、持続性のあるへき地医療を提供するためにも、目標設定について考慮が必要と考えている。
- 今年度から会計監査人の監査が義務付けられ、経理事務が増加することを踏まえて、事務局の体制の見直しを検討する必要があるか。
 - ・ 事務体制の見直し及び業務の整理を行うことで決算事務の円滑化を図り、万全の態勢で監査に臨みたい。
- 感染症医療の分野において、京都市による法人への期待は大きなものがあるが、新型コロナウイルス発生時や大規模災害発生時等において必要な医療を提供できるよう、人員も含め体制の充実を図っていただきたい。
 - ・ 京都市民の健康危機管理に関して、市立病院が求められる役割を果たすためには政策医療性を十分に発揮していく必要があるが、一方で市民に過度の負担をかけることがないように、公共性と経済性の視点を忘れることなく業務を遂行する。

(2) 地方独立行政法人京都市立病院機構病院等管理規程の改正について

3 報告等

(1) 医療系廃棄物除去工事に係る請負契約について

- 契約金額は適切か。
 - ・ 京都市が事前調査を行うことで提示された概略の見積りを踏まえて契約先会社と協議を行い、契約内容について精査した。また、市の環境政策局に対しても単価設定が適切であるか確認を行っている。本件に関しては、廃棄物混じり土を分別し除去することに多大な労力を要すること、及び水銀等混じり土の処分単価が高いことから、契約金額については妥当であると判断している。
- 本件は過去の事例ではあるが、法人として反省点等は存在するのか。
 - ・ 医療系廃棄物が排出された当時は現在ほど法的整備が進んでおらず、医療系廃棄物について自己敷地内で埋立て処分を行っても違法ではなかった。しかし、現在では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により特別管理産業廃棄物として処分方法が明確に定められており、法人においても適切に処理している。

(2) 経営状況月次（5月分）報告

4 閉会